

## 神奈川県サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針の一部改正について

### 1 改正の概要

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」（平成 23 年 8 月 12 日号外厚生労働省、国土交通省令第 2 号。以下、「共同高齢者住まい法施行規則」という。）の一部改正により、有資格者の常駐に関する例外的な取扱いが定められたことを踏まえ、所要の改正を行う。

また、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年法律第 37 号）により、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成 13 年法律第 26 号）についても、書面規制、押印、対面規制が見直しされたことから、所要の改正を行う。

※神奈川県が所管するのは、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市以外の市町村域です。

### 2 改正内容

- (1) 共同高齢者住まい法施行規則第 11 条第 5 号に基づき、入居者の健康状態、要介護状態等その他の事情を勘案し、あらかじめ当該入居者の承諾を得た場合に有資格者が常駐しないこととする場合を加える。(12 (1))
- (2) 書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、電磁的記録により行うことができる旨を明記する。(17)
- (3) その他語句の修正、誤記訂正を行う。(11 (9)、12、14 (2)、15)